東日本大震災復興関連事業チェックシート (総務省) (平成23年度第3次補正予算)											
事業名	被災地域情報化推進事業					当部局庁	当部局庁 情報通信国際戦略局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定)年度	平成23年度				‡	旦当課室 情報通信政策課			課長 渡辺 克也		
会計区分	一般会計					施策名	V — 2 情報通信高度利活用の推進 V — 4 情報通信技術利用環境の整備				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	東日本大震災復興基本法第3条 総務省設置法第4条第65号					する計画、 通知等	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7 月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「新たな情報通信技術戦略工程表」(平成22年6月22 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決 定(平成23年8月3日改訂))				
	東日本大震災で被災した地方自治体が抱える行政課題について、当該地方公共団体が情報通信技術(ICT)を活用して 効率的・効果的に解決する取り組みに対して支援を行う。										
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	東日本大震災で被災した地方自治体が、次の事業を実施する場合に、交付金を交付する(補助率1/3) ・東北メディカル・バンク構想(東北地域医療情報連携基盤構築事業) ・ICT地域のきずな再生・強化支援 ・被災地就労履歴管理システム拡大 ・被災地域ブロードバンド基盤整備支援 ・スマートグリッド通信インタフェース導入支援 ・災害に強い情報連携システムの構築 ・自治体クラウド										
実施方法	□直接実施 [二業務委	託等		■補助	口貸·	付 口その他				
23年度予算額	当初	第 1 次補正			第2	次補正	第3次補正	Ī	it		
							3, 311		3, 311		
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位	23年度	標値 (年度		舌動指標	活動指標	単位	立 23年度	度活動見込	
	事業実施場所により被災の 程度等が異なるため、定量 的な目標設定は困難)、定量			※上段	アウトプット) k() 書きは予算措 累積に係る見込み	当該事業による交付先	:件数 件	. (46	
単位当たり コスト	72(百万円/交付先)					I出根拠 3,311百万円÷46件					
事業所管部局による点検											
項目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「提言」及び「基本方針」において、『国は、復興の主体である市町村が能力を最大限発揮できるよう、財政等の面から支援を責任を持って実施する』こととされている。また「基本方針」においては、復興施策として『地方公共団体をはじめ幅広い分野への情報通信技術の利活用促進を行う』こととされており、「提言」においては、『情報通信技術に関する取組は一体的に行われてこそ、その効用が最大限に発揮される』とされていることから、地方公共団体によるICTを活用した取組に対して支援を行う本事業は、これらの考え方と整合したものとなっている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						被災自治体からの要望を基に実施する事業であり、優先度は高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との 役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業は、被災自治体の復興計画等に基づき自治体自身が取り組む ICTを活用した事業を支援するものであり、自治体からのニーズに基づき、地域の被災状況や地理的環境、社会的事情等に応じて必要な施 策のみへの支援を効果的に実施することができる。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						本事業は被災自治体からの要望に基づき実施するものであり、各地域の被災状況や地理的環境、社会的事情等に応じて真に必要な支援策のみを講じている。費用及び効率性に関しては、被災自治体のニーズについて対象地域の精査や複数の事業者等との打ち合わせを行い、効果的な事業の実施を図っている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						本事業は、被災自治体が抱える行政課題を当該自治体がICTを活用して解決する取組に対して支援を行うものであり、「提言」及び「基本方針」における、『国は、復興の主体である市町村が能力を最大限発揮できるよう、財政等の面から支援を責任を持って実施する』との記述と整合しており、各主体の役割分担は明確である。 他省庁の事業とも役割分担を定めた上で計画的に実施する予定であ					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。							写業とも役割分担を定めた	た上で計画的	内に実施する	る予定であ	
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。							外行に当たっては、交付申請時の内容との整合性を確認した上で交付 項を決定する。また、事業実施から交付決定、事業実施結果等の各 フェーズでホームページ等への情報公開を行う予定であり、執行の透 用性確保や進行管理を適切に行うこととする。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度 予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記 入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。